

## 答 申

### 1 審査会の結論

岐阜県知事が作成した「県税の賦課徴収事務 全項目評価書（案）」（以下「本件評価書」という。）については、特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づき、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）が適切に行われているものと認められる。

また、各審査項目における意見等に関しては、実施機関から、別紙のとおり対応について説明を受けたところであり、その内容についても適当であると認められる。

なお、社会情勢の変化や技術の進歩に応じ、新たな脅威が発生する可能性があるため、本件評価書の記載内容について、継続的な検討・見直しに努められたい。

### 2 本件評価書の審査内容

当審査会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性（実施手続等に適合した評価を実施しているか）及び妥当性（評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか）について点検し、次のとおり審査を行った。

#### （1）本件評価書の事務の概要

事務の名称	県税の賦課徴収事務
事務の内容	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務・地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 ①納税者からの申告等による課税業務 ②収納、納税証明書発行、還付及び充当等を行う収納業務 ③滞納者情報による督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う滞納管理業務
特定個人情報ファイルの名称	賦課徴収等特定個人情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う理由	番号制度に関する税制上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられた。 このため、県税の賦課徴収事務で利用する各システムにおいても、個人番号付きの申告書等の税務関係書類を受信（收受）することとなり、受信（收受）した税務関係情報は、原本として保管することになるため、特定個人情報ファイルを保有することとなる。

## (2) 適合性について

### ア しきい値判断について

事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数が30万人以上であり、必要とされる全項目評価が行われている。

### イ 実施主体について

事務の実施主体である岐阜県知事が評価を実施している。

### ウ 評価書の公表について

評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の内容を全て公表することとしている。

### エ 実施時期について

平成27年6月以降のプログラミング開始を予定しており、適切な時期に評価を実施している。

### オ 県民等からの意見聴取について

平成27年1月6日から平成27年2月5日までの間、県民等からの意見聴取を実施した結果、評価書に対する意見はなかった。

### カ 本件評価書の記載内容について

評価書様式で求められる事項について、事務の実態を具体的に分かりやすく記載している。

## (3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を分かりやすく記載している。その主な内容は、次のとおりである。

### ア 特定個人情報の入手について

特定個人情報を本人又は代理人から入手する際に、誤って対象者以外の情報を入手することがないよう、本人確認のための措置を講じている。

### イ 特定個人情報の使用について

特定個人情報の使用に当たっては、権限等に応じたアクセス権限が付与されるように、アクセス権限の管理表により管理することとしている。

### ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

特定個人情報ファイルの取扱いの委託に当たっては、「プライバシーマーク」を取得していること又は同等の取り組みを行っていることを条件とし、事前に委託先の個人情報保護関係規程を確認することとしているほか、再委託を行う場合には、県の承諾を必要としている。

### エ 特定個人情報の提供・移転について

特定個人情報の提供に当たっては、法令に定められた事項を記録し、7年間保管することとするなどの対策を講じることとしている。

### オ 特定個人情報の保管・消去について

特定個人情報の漏えい、滅失、毀損等のリスクに対し、ICカードによりサーバの設置場所の入退出管理を行うとともに、監視カメラを設置して監視を行うほか、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワード（一部システムは生体情報）認証によって不正アクセス対策等の技術的対策を講じることとしている。また、特定個人情報の保管に当たっては、定期的に情報更新を行うと

ともに、保管期間を経過した特定個人情報を含む電子記録媒体は、復元、判読等が不可能となる方法を用いて消去することとしている。

なお、フラッシュメモリについては、小さく紛失しやすい一方で、大容量のものがあり、一度に大量の個人情報が漏えいするリスクがあるため、外部記録媒体に格納されるデータの暗号化と適正なパスワード管理を徹底するとともに、持ち出しの際などに紛失を起こりにくくするための措置を徹底されたい。

### 3 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審　　査　　の　　経　　過	
平成27年2月20日	諮問
平成27年3月5日（第58回審査会）	実施機関からの説明、質疑及び審議
平成27年4月8日（第60回審査会）	実施機関からの説明、質疑及び審議
平成27年4月23日（第62回審査会）	審議

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	上谷 千津子	岐阜県商工会連合会女性部副部長	
会長	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	原山 美知子	岐阜大学工学部准教授	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)



# 特定個人情報保護評価書（県税の賦課徴収事務）に対する意見と対応方針

評価項目	委員からの意見		対応方針（変更案は別紙）
Ⅱ特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	(指摘1) システム内のデータをバックアップした電子記録媒体の保管に関する記載が必要である。 (指摘2) 電子記録媒体の消去方法に関する記載が必要である。	指摘のどおり対応 (変更1,2)
2. 特定個人情報の入手	目的外の入手手 対象者以外の情報を入手 必要な情報以外を入手 不適切な方法で入手	(指摘3) 代理人からの申告も考慮して記載する必要がある。 (指摘4) システムから的情報入手について、具体的に記載する必要がある。 (指摘5) システムからの情報入手について、安全に入手する具体的な方法を記載する必要がある。 (指摘6) 代理人に関する記載は、前項と重複しており、不要であると考えられる。 (指摘7) 正確性確保の方針について、具体的に記載する必要がある。	指摘のどおり対応 (変更3) 指摘のどおり対応 (変更4) 指摘のどおり対応 (変更5) 指摘のどおり対応 (変更6) 指摘のどおり対応 (変更7)
3. 特定個人情報の使用 いプロセスにおけるリスク対策	入手した情報が不正確 個人番号の真正性確認 情報の正確性の確保 目的を超えた組付	(指摘8) 税務システムで、目的を超えた組付けを行わないと、具体的に記載する必要がある。	指摘のどおり対応 (変更8)
4. 特定個人情報の取扱 る不正入手 不正な使用	ユーザ認証の管理 アクセス権限の発効・失効 アクセス権限の管理 使用的記録	(指摘9) 操作者が特定できるユーザIDを利用することを、具体的に記載する必要がある。 (指摘10) アクセス権限の発効は、職責に基づく権限を設定することを記載する必要がある。 (指摘11) アクセス権限の失効は、迅速に行うことを記載する必要がある。 (指摘12) アクセス権限の管理表は、改ざん防止の対策が必要がある。 (指摘13) システムの操作履歴は、改ざん防止の対策が必要である。	指摘のどおり対応 (変更9) 指摘のどおり対応 (変更10) 指摘のどおり対応 (変更11) 指摘のどおり対応 (変更12) 指摘のどおり対応 (変更13)
5. 特定個人情報の取扱 る不正入手 不正な使用	情報保護管理体制の確認 閲覧者・更新者の制限 取扱いの記録 委託契約書中の規定	(指摘14) 委託先の個人情報保護に関する規程について、事前に確認する必要がある。 (指摘15) 個人情報を取り扱う作業者は、最小限にする必要がある。 (指摘16) 個人情報の取扱いの記録は、作業者が特定できる記録とする必要がある。 (指摘17) 事故発生時の責任についても、契約書に記載する必要がある。	指摘のどおり対応 (変更14) 指摘のどおり対応 (変更15) 指摘のどおり対応 (変更16) 指摘のどおり対応 (変更17)
6. 特定個人情報の保管・消去	特定個人情報が消去されない	(指摘18) 個人情報の消去手順について、具体的に記載する必要がある。	指摘のどおり対応 (変更18)
IV. その他のリスク対策	1. 監査 2. 教育・啓発	(指摘19) 自己点検の方法について、具体的に記載する必要がある。 (指摘20) 監査の方法について、具体的に記載する必要がある。 (指摘21) 教育・啓発について、具体的に記載する必要がある。	(一社)地方税電子化協議会の評価書記載例に基づき修正（国税連携など具体的な記載に変更） わかりやすい記載に変更、軽微な修正など その他の対応 (変更22～24) (変更25～39)

# 特定個人情報保護評価書【抜粋版】（評価書名：県税の賦課徴収事務 全項目評価書）

## I 基本情報

### 1. 特定個人情報を取り扱う事務

- (①) 事務の名称：県税の賦課徴収事務  
・納税者からの申告等による課税業務  
・取扱、納税証明書発行、還付及び充当等を行なう収納業務  
・滞納者情報による督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う滞納管理業務
- (②) 事務の内容  
・滞納者情報を基づく個人課税等の賦課徴収等を実施

### 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム

システムの名称	システムの機能
① 賦課徴収システム(新)	地方税法に基づく個人県民税及び法人県民税等の賦課徴収等を管理。(H29.1.1利用開始予定)
② 税務システム(現行)	地方税法に基づく個人県民税及び法人県民税等の賦課徴収等を管理。
③ 国税連携システム	国税庁に申告された所税税申告書等データを、総合行政ネットワークを通じて連携。
④ 統合利用番号連携サーバー	既存システムと中間サーバーを一を経由して連携し、連携に必要な統合利用番号を生成、管理。
⑤ 中間サーバー	各システムとデータ連携し、特定個人情報の照会と提供等を実施。
⑥ 住民基本台帳ネットワークシステム	居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認を実施。
⑦ 自動車OSS県税共同利用化システム	自動車税・自動車取得税の申告及び納付をオンラインで実施。

## II 特定個人情報ファイルの概要

### 【評価書p8】

#### 1. 特定個人情報ファイル名

#### 賦課徴収等特定個人情報ファイル

#### 2. 基本情報

(①) ファイルの種類	システム用ファイル
(②) 対象となる本人の数	100万人以上(1,000万人未満)
(③) 対象の本人の範囲	〔必要性〕県税の適正かつ公平な賦課徴収のため、必要な範囲の特定個人情報を保有する個人番号、その他の識別情報。
(④) 記録されるる項目	〔識別情報〕個人番号、(氏名)性別(生年月日/住所)、連絡先、[業務関係]県税、地方税、障害者福祉、生活保護、社会福祉関係情報。
(⑤) 保有開始日	平成28年1月4日
(⑥) 事務担当部署	総務部 税務課

#### 3. 特定個人情報の入手・使用

(①)入手元	本人又は本人の代理人、他部署、国税庁、他都道府県、市町村
(②)入手方法	紙、電子記録媒体、フランシメモリ、その他(上記システムの③④⑥⑦)
(③)入手の時期・頻度	定期(個人事業税・不動産取得税) / 隨時(申告・譲税調査の都度)
(④)入手に係る妥当性	県税の適正かつ公平な賦課徴収のため、必要な範囲の情報を入手
(⑤)本人への明示	地方税法及び県税条例等で、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより明示
(⑥)使用目的	県税の適正かつ公平な賦課徴収と納税者利便性の向上のため
(⑦)使用の主体	税務課、岐阜県税事務所、西濃県税事務所、中濃県税事務所、東濃県税事務所、飛騨県税事務所、自動車税事務所、その他システム等から譲税情報を入手して税額の決定
(⑧)使用方法	・申告書等及び他システム等から譲税情報を入手して税額の決定 ・納税者に納税通知書等を送付
(⑨)使用開始日	平成28年1月4日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託事項	提供方法	委託先名	再委託
①税務システム運用業務(新システム)	戸舎内で取扱い	(株)NTTデータ	○
②税務システム運用業務(現行システム)	戸舎内で取扱い	(株)NTTデータ	○
③国税連携システム運用業務	統合行政ネットワーク	(株)NTTデータ	
④大量出力帳票印刷業務(個人事業税の税通知書等)	電子記録媒体	(株)電算システム	
⑤大量出力帳票印刷業務(自動車税の税通知書等)	電子記録媒体	(株)ナカバヤシ(株)	
⑥バックアップデータ遠隔地保管業務	電子記録媒体	(株)ワコム・シーカイブズ	
⑦自動車税電子化システム作成業務	戸舎内で取扱い	Man To Man Amino(株)	
⑧自動車税申告受付・収納代行業務	戸舎内で取扱い	(一社)岐阜県自動車会議所	
⑨税務システム機器等の貯蔵保管及び保守業務	戸舎内で取扱い	NTTブイイナ・スクエア	○
⑩固定資産データ抽出業務	電子記録媒体	(財)岐阜県卸売政策研究会等	
⑪地方税ボーグルシステム(eTAX)の運営管理	戸舎内で取扱い	(一社)地方税電子化協議会	○
⑫自動車OSS県税共同利用化システム等の運営管理	戸舎内で取扱い	OSS都道府県税協議会	○
⑬システム共通基盤の構築及び貯蔵借入維持管理業務	戸舎内で取扱い	(株)NTTデータ東海	○
⑭新税務システム開発機器等の貯蔵借入及び維持管理業務	戸舎内で取扱い	(未定)	○

#### 5. 特定個人情報の提供・移転

提供先	法令上の根拠	提供先での用途	提供する情報	提供方法
①国税庁	番号法第19条	国税の賦課徴収及び調査	課税情報	指摘1
②他都道府県、市町村	番号法第19条	地方税の賦課徴収及び調査	課税情報	
③他都道府県	番号法第19条	個人事業税の賦課徴収及び徵収	他県の申告書等	国税連携システム

①保管場所	八退室管理を行つていている部屋に設置したサーバ内に保管するどもに一部は遠隔地に保管する	データはバックアップとして電子記録媒体の一部は、委託先が管理する、遠隔地に保管する
②保管期間	20年以上(データ年に保存期間が一律でないため20年以上をチック)	データは長期に保存するため20年以上をチック
③消去方法	データはマニユアルに削除する	電子記録媒体は物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全消去

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策①

局番	リスク	リスク対策(一部抜粋・要約)	賦課徴収等特定個人情報ファイル
(リスク1) 目的外の入手	対象者以外の情報を入手する際は、対象者の情報が記載される申告書は、納税者本人又はその代理人が記載して提出するものであり、当該納税者に関する情報しか入手できない。	<b>指摘4</b> ○地方税法等に基づいて提出される申告書は、地方税法及び番号法で定める場合未から情報を入れ手する際は、対象者以外の施設・開業者によるシステムで制御している。 ○法令等により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不要な情報の入手を防止する。	<b>指摘5</b> ○他機関から情報を取り扱う際には、地方税法及び番号法等の端末から情報を取り扱う際には、必要となる情報の入手を禁止している。
2. 特定個人情報の入手	必要な情報以外を入手する際は、対象者の情報が記載が必要であると認識したうえで申告書等を提出する。	<b>指摘6</b> ○他機関から情報を取り扱う際には、番号法等に基づき、個人番号カード等で申請するなど、情報の検索・閲覧・利用を禁止する。	<b>指摘7</b> ○他機関から情報を取り扱う際には、番号法等に基づき、個人番号カード等で申請する際には、番号法第16条(本人確認)が適用されない。
(リスク2) 不適切な方法で入手	本機関から情報を取り扱う際には、手続に必要な情報を入手する際は、番号法等により定められた様式を示すことで、不要な情報の入手を防止する。	<b>指摘8</b> ○本機関から情報を取り扱う際には、番号法等に基づき、個人番号カード等で申請する際には、番号法第16条(本人確認)が適用されない。	<b>指摘9</b> ○本機関から情報を取り扱う際には、番号法等に基づき、個人番号カード等で申請する際には、番号法第16条(本人確認)が適用されない。
(リスク3) 入手した情報が不正確	個人番号の真正性確認	<b>指摘10</b> ○本機関から個人番号の提供を求める場合は、番号法等に基づき、個人番号カード等で申請する際には、番号法第16条(本人確認)が適用されない。	<b>指摘11</b> ○本機関から電子記録媒体により情報を取り扱う際には、番号法等に基づき、個人番号カード等で申請する際には、番号法第16条(本人確認)が適用されない。
(リスク4) 入手の際に情報が漏れてい・紛失	正確性確保	<b>指摘12</b> ○本機関から電子記録媒体により情報を取り扱う際には、番号法等に基づき、個人番号カード等で申請する際には、番号法第16条(本人確認)が適用されない。	<b>指摘13</b> ○本機関から電子記録媒体により情報を取り扱う際には、番号法等に基づき、個人番号カード等で申請する際には、番号法第16条(本人確認)が適用されない。
(リスク1) 目的を超えた継続的・事務に必要な情報との紐付	宛名システム等の措置 その他システムの措置 その他の措置	<b>指摘14</b> ○本機関から電子記録媒体により情報を取り扱う際には、番号法等に基づき、個人番号カード等で申請する際には、番号法第16条(本人確認)が適用されない。	<b>指摘15</b> ○本機関から電子記録媒体により情報を取り扱う際には、番号法等に基づき、個人番号カード等で申請する際には、番号法第16条(本人確認)が適用されない。
(リスク2) 権限のない者による不正に使用	エーサ認証の管理 アクセス権限の発効・失効 アクセス権限の管理	<b>指摘16</b> ○本機関から電子記録媒体により情報を取り扱う際には、番号法等に基づき、個人番号カード等で申請する際には、番号法第16条(本人確認)が適用されない。	<b>指摘17</b> ○本機関から電子記録媒体により情報を取り扱う際には、番号法等に基づき、個人番号カード等で申請する際には、番号法第16条(本人確認)が適用されない。
3. 特定個人情報の使用	使用の記録 (リスク3) 従業者が業務外で使用	<b>指摘18</b> ○本機関から電子記録媒体により情報を取り扱う際には、番号法等に基づき、個人番号カード等で申請する際には、番号法第16条(本人確認)が適用されない。	
(リスク4) 特定個人情報ファイルが不正に複製			
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	情報保護管理体制の確認 閲覧・音・更新者の制限 取扱いの記録 提供のルール (委託先から他者) 提供のルール (委託元から委託先)		
(リスク1) 委託先による不正入手・不正な使用			
(リスク2) 委託先による不正な提供			
(リスク3) 委託先による保管・消去			
(リスク4) 委託契約終了後の不正な使用等			
(リスク5) 再委託			

## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いリスク対策②

【評価書p27】

局面	リスク	リスク対策（一部抜粋・要約）
5. 特定個人情報の提供・移転	(リスク1) 不正な提供・移転 (リスク2) 不適切な方法で提供・移転 (リスク3) 誤った情報提供・移転	○特定個人情報を提供する際は、提供先、提供日時、提供方法及び提供する特定個人情報の項目等を記録し、当該記録は7年間保管する。 ○電子記録媒体に以上の特定個人情報ファイルを提供する際は、受け渡しに係る記録等を作成し、当該記録は7年間保管する。 ○他機関からの依頼に基づき提供する際は、その使用目的や使用方法、提供を求める法的根拠等の記載された書面の交付を求めるなど、提供を求める方法、提供のための措置を行なう。 ○電子記録媒体による場合は、電子記録媒体内のファイルの暗号化を行うとともに、施錠可能な堅固な容器等の記載された依頼文書を受領する。(他2項目:国税連携システム)
6. 情報提供ネットワークとの接続	(リスク1) 目的外の入手 (リスク2) 安全が保たれない方法で入手 (リスク3) 入手した情報が不正確 (リスク4) 入手の際に漏洩・紛失	○番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。(他1項目:中間サーバー) ○中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 組合せが公表されたものも適用される ○情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されている。(他2項目:中間サーバー) ○中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 組合せが公表されたものも適用される ○正確な相手対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ○中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 組合せが公表されたものも適用される ○情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。(他6項目:中間サーバー)
7. 特定個人情報の保管・消去	物理的対策 技術的対策	○サーバーの設置場所は、ICカードにより入り退出管理を行うとともに、監視カメラを設置して監視を行う。 ○電子記録媒体の保管場所は、施錠管理を行なう。○個人番号が記載された申告書等は、執務室内又は鍵付きの倉庫に保管する。 ○システムを利用するパソコンは、ワイヤーロックにより盜難防止を行なう。(他11項目:中間サーバー及び国税連携システム) ○全てのサーバー・システムにウイルス対策ソフトを導入するとともに、定期的にパッチ・ファイルの更新を行う。 ○不正アクセス対策として、異のネットワークにFireWall及び侵入検知システムを導入して管理する。 ○サーバーとクライアント間の通信は暗号化(SSL)する。(他3項目) ○システムを利用するパソコンは、ハードディスクを暗号化する。(他3項目) ○メール宛先欄に入れた送信したため、メールアドレス(145件)を誤つて メール宛先欄に入れた送信したため、メールアドレス(145件)が漏えいした。 ○再発防止策 > このようなことが起きることがないよう、再発防止教育を実施し、所属職員に周知徹底を図るとともに、今後、外部の複数人への電子メール送信にあたつては、係長等との立会いの下でチェックを行なうなどの手順遵守を徹底した。 ○生存者の個人番号と同等の管理を行なっている。 ○申告書等が提出される都度、システムで削除する。 ○データには、システム運用・保守マニュアルに従い、システムで削除する。 ○データに記載したとおりに運用され、個人情報媒体等は、保存された情報が読み出しきれないよう完全に消去する。

## IV その他のリスク対策

【評価書p33】

1.監査	2.教育・啓発	指摘19	指摘20	指摘21
①自己点検 ②監査		○各事務所及び税務課での特定個人情報ファイルの取扱いについて、評価書に記載したとおりに運用されることを税務課が点検を行う。(年1回以上) ○個人情報の取扱いについて、「個人情報取扱チックシート」に基づき、各職員が自己点検を行う。(四半期ごと)	○各事務所及び税務課で、特定個人情報と情報セキュリティに関する研修を実施する。 ○個人情報ファイルの取扱いについて、評価書に記載したとおりに運用されていることを、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、法務・情報公開課が監査を行う。(年1回以上)	○各事務所では、「個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」に基づき、個人情報の取扱いに関する研修を実施する。(年1回以上) ○情報の取扱いに関する研修を行なった者に対する都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となるう。
		①自己点検 ②監査	連絡先 岐阜県総務部税務課 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 TEL:058-272-1138	連絡先 岐阜市薮田南2-1-1 058-272-1420
			方法 指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	方法 パブリックコメント
			実施日期 平成27年1月6日から 平成27年2月5日までの31日間	実施日期 平成27年1月6日から 平成27年2月5日までの31日間
			内容 主な意見の無し	内容 評価書への反映無し

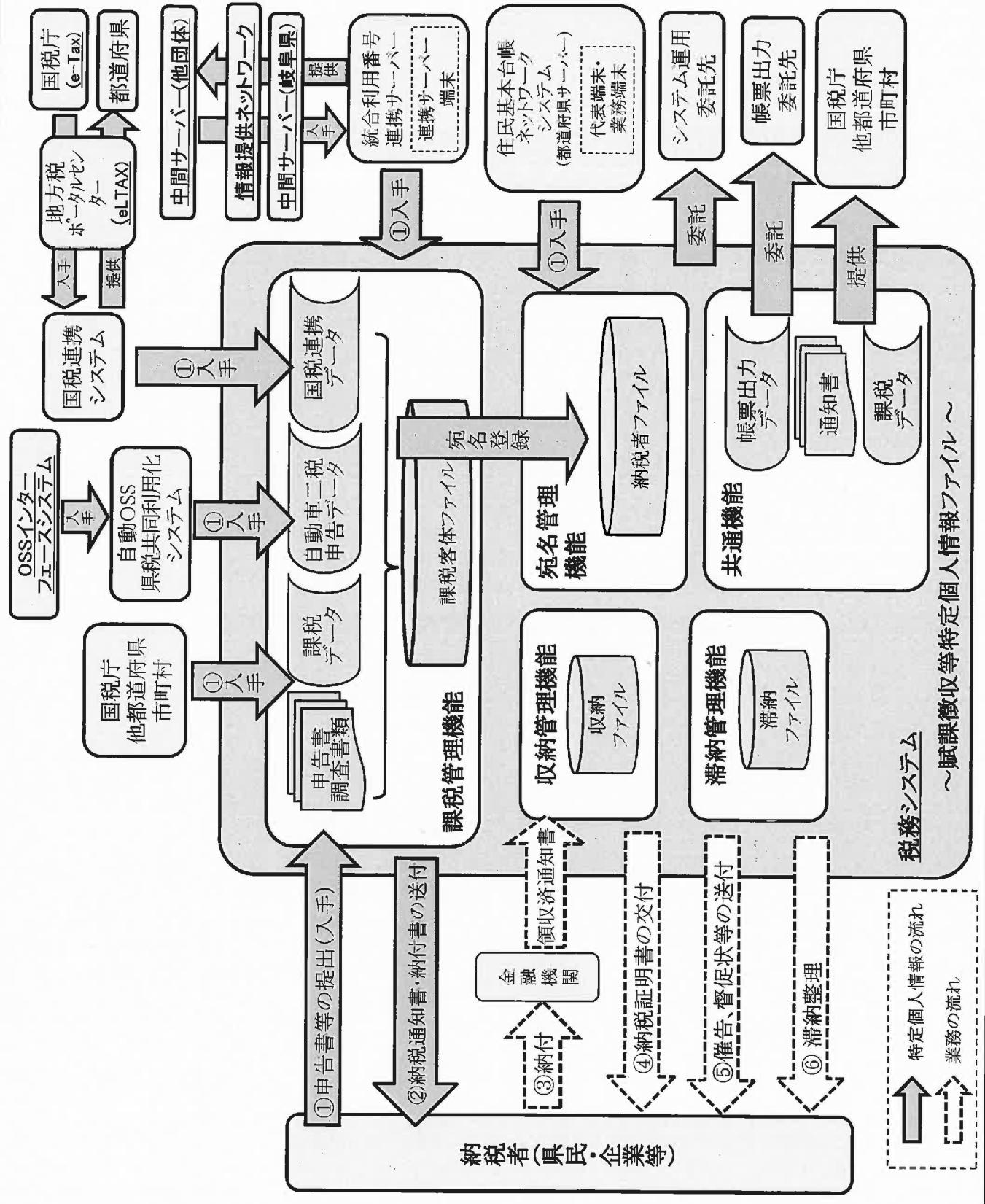
## VI 評価実施手続き

【評価書p35】

1.基礎項目評価	2.国民・住民等からの意見の聴取
しきい値判断 基礎項目評価及び全項目評定	方法 パブリックコメント

## (別添1) 県税の賦課徴収事務の内容

【評価書p7】



- <事務の流れ>
- ① 課税に必要な情報を入手する。  
・申告書等の提出、他機関及び国税連携システム等から課税情報入手する。  
・統合利用番号連携サーバーを利用して、障害者福祉及び生活保護・社会福祉関係情報を照会し、税済免のために必要となる情報を入手する。  
・必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、個人番号、氏名及び住所等を照会し、申告書等を確認する。
  - ② ①により賦課決定のうえ、納税者に納税通知書等を送付する。
  - ③ 納税者が金融機関等に納付し、県に収納される。納付額が課税額より多い場合は、超過額の還付・充当を行う。
  - ④ 納税者からの申請に基づき納税証明書を交付する。
  - ⑤ 納税者から期限内に納付がない場合、催告、督促状等を送付する。
  - ⑥ ⑤によつても納付がない場合は滞納整理及び納税相談等を行う。

